【訪問看護総合支援センター試行事業】

訪問看護運営支援アドバイザー派遣事業実施要項

1 目 的 社会保険労務士を派遣し、事業所運営全般および労務管理に関する助言指導を実施することで、訪問看護ステーションの安定した運営基盤を構築す

る。

2 対 象 県内訪問看護ステーション 2ステーション

13:30~ 訪問看護ステーション十色

〒933-0949 高岡市四屋 759-1 つりビル 2 階

15:00~ 訪問看護ステーションあぼかど

〒939-1355 砺波市杉木 2 丁目 189 番地

4 場 所 訪問看護ステーション事業所

5 アドバイザー 二口社会保険労務士事務所

社会保険労務士 二口 良伸 氏

6 受講料 無料

7 内容 アドバイザーによる事業所運営全般および労務管理に関する助言・指導

8 事業の流れ

ステーション	アドバイザー	看護協会
		①参加事業所募集
②事業申込み		
③事前確認作成→協会へ送付		
		④事前確認
		→アドバイザーへ送付
	⑤事前確認 内容確認	
⑥直接指導(令和3年1月14日)		
⑦アンケート回答	⑧報告書作成	
→協会へ送付	→協会へ送付	
		⑨アンケート
		→アドバイザーへ送付
		⑩報告書
		→事業所へ送付
⑪指導後の実施状況について		
状況報告書作成→協会へ送付		⑫状況報告書を
		→アドバイザーへ送付
	③アドバイス 作成	
	→協会へ送付	
		④アドバイス
		→事業所へ送付